

## 吹田市イメージキャラクターすいたん着ぐるみ貸出要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、吹田市のイメージキャラクターすいたんの着ぐるみ（以下、「すいたん」という。）の貸出に関し、必要な事項を定める。

### (貸出承認の申請)

第2条 すいたんを使用しようとする者（以下、「申請者」という。）は、当該貸出を受けようとする期間（以下、「貸出期間」という。）の前3月に当たる日の属する月の初日から貸出期間の初日の前7日までに、別に定める申請書に添付書類を添えて市長へ申請しなければならない。

### (貸出承認)

第3条 前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号いずれかに該当する場合は除き、使用を承認する。

- (1) 不当な利益を得るために利用される場合及びそのおそれがある場合
- (2) 市及びすいたんの信用や品位の失墜、イメージを損なう場合及びそのおそれがある場合
- (3) 法令又は公序良俗に反する場合及びそのおそれがある場合
- (4) 特定の政治、思想、宗教等を支援、支持、推薦、公認、賛同、助長、承認もしくは批判等をする及びそのような誤解を与えるおそれがあるものの場合やそのようなメッセージを発信する場合
- (5) 特定の個人や団体のシンボルとして使用及びそのおそれがある場合
- (6) すいたんが破損、又は滅失するおそれがある場合
- (7) 貸出申込に係る貸出期間が、既に貸出を承諾した他の行事等の貸出期間と重複する場合
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、承認することが不相当と認められる場合

2 市長は、前項の規定に基づき貸出承認した場合は、承認通知書により申請者に通知し、前項各号いずれかに該当した場合は、不承認通知書により申請者に通知する。

### (使用上の遵守事項)

第4条 すいたんを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された使用目的のみに使用すること
- (2) 市及びすいたんのイメージを損なうような使用をしないこと
- (3) 着用時は、発言をしないこと
- (4) 貸出を受けたすいたんを転貸しないこと
- (5) 貸出を受けたすいたんを常に良好な状態で管理すること
- (6) 火気及び危険物の周辺で使用しないこと
- (7) 雨天時に屋外で使用しないこと
- (8) 不完全に着用または装着した状態で使用しないこと
- (9) すいたんの使用にあたっては、丁寧に扱うこととし、使用中に破損や汚損等があれば、速やかにシティプロモーション推進室へ連絡すること
- (10) すいたんの使用後は固く絞ったタオル等で汚れを落とし、消臭スプレーを噴霧して陰干し等により乾燥させること
- (11) 市のイメージキャラクターとして紹介すること
- (12) 実施事業を市が主催、後援するものではない場合、市が当該事業の品質を保証するもの

であるかのようなイメージを与えないように配慮すること

(使用料)

第5条 使用料については無償とする。

(貸出期間)

第6条 貸出期間は原則として連続する3日以内の使用日及びその前後1日までとする。ただし、貸出期間の初日又は終日が閉庁日に当たるときは、前後の開庁日まで延長する。申請者は使用后、速やかにシティプロモーション推進室の定める場所へ返却しなければならない。

(承認内容の変更)

第7条 使用承認を受けた者が承認内容について変更しようとするときは、直ちに市長へ申し出、承認内容変更についての承認を得なければならない。

(使用状況の報告等)

第8条 すいたんを使用した者（以下、「使用者」という。）は、使用期間を終了した時は、その翌月の末日までに使用状況について、別に定める報告書に写真等を添付し、市長に提出するものとする。

2 使用者がすいたん使用時の写真を広報等に活用しようとする場合は、シティプロモーション推進室へ見本を提出するものとする。その場合、第4条第2号に掲げる事項を遵守しなければならない。

3 シティプロモーション推進室長は、すいたん使用時の写真の活用が前項に違反していると認められる場合は、その活用を差し止めることができる。

(原状復帰)

第9条 すいたんを破損または汚損した場合は、第5条の規定にかかわらず申請者の責任と負担により、補修またはクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

(貸出承認内容の取消)

第10条 市長はすいたんの使用がこの要領及び承認内容に違反していると認められる場合は、当該すいたんの貸出承認を取消することができる。

2 前項の承認の取消は、承認取消通知書により通知する。

3 市は、承認を取消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(管理者の責任)

第11条 すいたんの使用により、使用した者が被った被害、又は使用した者が第三者に与えた損害に対して、市は一切その責めを負わない。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、シティプロモーション推進室長が定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

ただし、貸出期間の初日から起算して3か月前に当たる日が平成23年4月1日以前となる

場合においても、第2条の使用申請は平成23年4月1日からとする。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年11月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年8月8日から施行する。